

令和5年度

富士吉田市
一般会計
特別会計 予算書及び予算説明書
事業会計

目

次

【 予 算 書 】

1. 富 士 吉 田 市 一 般 会 計 予 算 書	1
2. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算書	11
3. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算書	15
4. 富 士 吉 田 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算 書	18
5. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算書	21
6. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算書	24
7. 富 士 吉 田 市 立 病 院 事 業 会 計 予 算 書	27
8. 富 士 吉 田 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書	33
9. 富 士 吉 田 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算 書	38

【 予 算 説 明 書 】

10. 富 士 吉 田 市 一 般 会 計 予 算 説 明 書	43
11. 富士吉田市国民健康保険特別会計予算説明書	142
12. 富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算説明書	164
13. 富 士 吉 田 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算 説 明 書	170
14. 富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算説明書	193
15. 富士吉田市看護専門学校特別会計予算説明書	203
16. 富 士 吉 田 市 立 病 院 事 業 会 計 予 算 説 明 書	214
17. 富 士 吉 田 市 水 道 事 業 会 計 予 算 説 明 書	249
18. 富 士 吉 田 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算 説 明 書	273

一般會計予算書

令和 5 年度 富士吉田市 一般会計 予算

令和 5 年度 富士吉田市 一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 26,660,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（継続費）

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

（債務負担行為）

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

（地方債）

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

（一時借入金）

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

（歳出予算の流用）

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		6,600,891
	1 市 民 税	3,007,901
	2 固 定 資 産 税	2,775,820
	3 軽 自 動 車 税	180,572
	4 市 た ば こ 税	407,320
	5 都 市 計 画 税	186,279
	6 入 湯 税	42,999
2 地 方 譲 与 税		135,876
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	30,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	89,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	16,876
3 利 子 割 交 付 金		4,000
	1 利 子 割 交 付 金	4,000
4 配 当 割 交 付 金		38,000
	1 配 当 割 交 付 金	38,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		30,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	30,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		129,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	129,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		1,260,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,260,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		2,500
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	2,500
9 環 境 性 能 割 交 付 金		20,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000
10 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		168,328

款	項	金 額
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	168,328
11 地 方 特 例 交 付 金		39,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	39,000
12 地 方 交 付 税		2,950,000
	1 地 方 交 付 税	2,950,000
13 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		7,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	7,000
14 分 担 金 及 び 負 担 金		857,467
	1 負 担 金	857,467
15 使 用 料 及 び 手 数 料		428,717
	1 使 用 料	265,912
	2 手 数 料	162,805
16 国 庫 支 出 金		3,147,444
	1 国 庫 負 担 金	1,951,508
	2 国 庫 補 助 金	1,182,433
	3 委 託 金	13,503
17 県 支 出 金		1,400,818
	1 県 負 担 金	834,740
	2 県 補 助 金	542,765
	3 委 託 金	23,313
18 財 産 収 入		65,601
	1 財 産 運 用 収 入	65,599
	2 財 産 売 払 収 入	2
19 寄 附 金		2,000,014
	1 寄 附 金	2,000,014

款		項	金 額
20 繰 入 金			4,068,106
	1 基 金 繰 入 金		4,063,462
	2 財 産 区 繰 入 金		4,644
21 繰 越 金			30,000
	1 繰 越 金		30,000
22 諸 収 入			1,207,238
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料		10,000
	2 市 預 金 利 子		586
	3 貸 付 金 元 利 収 入		1,600
	4 雑 入		1,195,052
23 市 債			2,070,000
	1 市 債		2,070,000
歳 入 合 計			26,660,000

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 議 会 費			195,922
	1 議 会 費		195,922
2 総 務 費			5,589,067
	1 総 務 管 理 費		5,077,240
	2 徴 税 費		258,618
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費		122,075
	4 選 挙 費		96,243
	5 統 計 調 査 費		13,906
	6 監 査 委 員 費		20,985
3 民 生 費			7,176,237
	1 社 会 福 祉 費		3,712,812
	2 児 童 福 祉 費		2,933,950
	3 生 活 保 護 費		528,995
	4 災 害 救 助 費		480
4 衛 生 費			3,783,137
	1 保 健 衛 生 費		2,212,208
	2 清 掃 費		1,570,929
5 農 林 水 産 業 費			854,442
	1 農 業 費		178,194
	2 林 業 費		676,248
6 商 工 費			485,870
	1 商 工 費		485,870
7 土 木 費			2,479,523
	1 土 木 管 理 費		260,538
	2 道 路 橋 梁 費		1,002,186
	3 河 川 費		17,000

款		項	金 額
7 土 木 費	4 都 市 計 画 費	180,446	
	5 下 水 道 費	527,661	
	6 住 宅 費	491,692	
8 消 防 費		929,263	
	1 消 防 費	929,263	
9 教 育 費		3,496,286	
	1 教 育 総 務 費	507,121	
	2 小 学 校 費	454,015	
	3 中 学 校 費	1,329,236	
	4 社 会 教 育 費	404,313	
	5 保 健 体 育 費	801,601	
10 災 害 復 旧 費		3	
	1 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1	
	2 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2	
11 公 債 費		1,640,200	
	1 公 債 費	1,640,200	
12 諸 支 出 金		50	
	1 土 地 開 発 基 金 費	50	
13 予 備 費		30,000	
	1 予 備 費	30,000	
歳 出 合 計		26,660,000	

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
7 土木費	2 道路橋梁費	横町熊穴線外2路線整備事業 (R5・6継続事業)	147,081	令和5年度	63,515
				令和6年度	83,566
9 教育費	3 中学校費	明見中学校長寿命化事業 (継続事業)	3,223,715	令和5年度	1,049,770
				令和6年度	1,159,775
				令和7年度	1,014,170

第 3 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
令和 5 年度クライアントパソコン（第 2 期）賃借料	令和 6 年度から令和10年度まで	14,447 千円
令和 5 年度windows10 E 3 ライセンス一式賃借料	令和 6 年度から令和 8 年度まで	9,684 千円
市内小中学校教職員パソコン機器賃借料（Dグループ）	令和 6 年度から令和10年度まで	38,038 千円
令和 5 年度に銀行その他の金融機関が富士吉田市土地開発公社に融資した開発資金の債務保証	令和 5 年度以降事業費借入金 償還期間の満了の日まで	2,000,000千円を限度として貸付けた場合の 元利金（遅延利息を含む）に相当する額

第 4 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
1 公 共 施 設 整 備 事 業 債	223,600	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
2 農 業 基 盤 整 備 事 業 債	39,000	同 上	同 上	同 上
3 道 路 整 備 事 業 債	437,400	同 上	同 上	同 上
4 橋 梁 整 備 事 業 債	10,800	同 上	同 上	同 上
5 公 営 住 宅 整 備 事 業 債	183,800	同 上	同 上	同 上
6 砂 防 地 す べ り 対 策 事 業 債	17,000	同 上	同 上	同 上
7 消 防 ・ 防 災 施 設 整 備 事 業 債	9,400	同 上	同 上	同 上
8 小 学 校 債	76,100	同 上	同 上	同 上

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
9 中 学 校 債	832,200	普 通 貸 借	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
10 社 会 教 育 債	10,700	同 上	同 上	同 上
11 臨 時 財 政 対 策 債	230,000	同 上	同 上	同 上
計	2,070,000			

国民健康保険特別会計予算書

議案第 2 号

令和 5 年度富士吉田市国民健康保険特別会計予算

令和 5 年度富士吉田市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,489,874 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

（ 歳 出 予 算 の 流 用 ）

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 税		957,973
	1 国 民 健 康 保 険 税	957,973
2 使 用 料 及 び 手 数 料		800
	1 手 数 料	800
3 国 庫 支 出 金		2
	1 国 庫 補 助 金	2
4 県 支 出 金		3,841,569
	1 県 負 担 金 ・ 補 助 金	3,841,568
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
5 財 産 収 入		39
	1 財 産 運 用 収 入	39
6 繰 入 金		679,473
	1 他 会 計 繰 入 金	468,805
	2 基 金 繰 入 金	210,668
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		10,016
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	5,001
	2 受 託 事 業 収 入	1
	3 雑 収 入	5,014
9 市 債		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 貸 付 金	1
歳 入 合 計		5,489,874

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		162,898
	1 総 務 管 理 費	151,763
	2 徴 税 費	7,200
	3 運 営 協 議 会 費	208
	4 趣 旨 普 及 費	3,727
2 保 険 給 付 費		3,764,385
	1 療 養 諸 費	3,239,474
	2 高 額 療 養 費	504,902
	3 移 送 費	2
	4 出 産 育 児 諸 費	15,007
	5 葬 祭 諸 費	4,250
	6 傷 病 手 当 諸 費	750
3 国 民 健 康 保 険 事 業 費 納 付 金		1,426,565
	1 医 療 給 付 費 分	982,929
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	324,055
	3 介 護 納 付 金 分	119,581
4 共 同 事 業 拠 出 金		3
	1 共 同 事 業 拠 出 金	3
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
6 保 健 事 業 費		93,329
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	54,232
	2 保 健 事 業 費	39,097
7 基 金 積 立 金		39
	1 基 金 積 立 金	39
8 公 債 費		1

款		項	金 額
8	公 債 費	1 財 政 安 定 化 基 金 償 還 金	1
9	諸 支 出 金		12,653
		1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	9,903
		2 他 会 計 繰 出 金	2,750
10	予 備 費		30,000
		1 予 備 費	30,000
歳 出		合 計	5,489,874

後期高齢者医療特別会計予算書

議案第 3 号

令和 5 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計予算

令和 5 年度富士吉田市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,093,891 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		439,743
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	439,743
2 使 用 料 及 び 手 数 料		76
	1 手 数 料	76
3 繰 入 金		653,067
	1 一 般 会 計 繰 入 金	653,067
4 諸 収 入		1,005
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	2
	2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
	3 雑 入	2
歳 入 合 計		1,093,891

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		8,042
	1 総 務 管 理 費	5,297
	2 徴 収 費	2,745
2 分 担 金 及 び 負 担 金		1,074,848
	1 後 期 高 齢 者 医 療 負 担 金	1,074,848
3 諸 支 出 金		1,001
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,001
4 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	1,093,891

介護保険特別会計予算書

令和5年度富士吉田市介護保険特別会計予算

令和5年度富士吉田市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,902,395千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月1日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		931,349
	1 介 護 保 険 料	931,349
2 分 担 金 及 び 負 担 金		9,318
	1 負 担 金	9,318
3 使 用 料 及 び 手 数 料		150
	1 手 数 料	150
4 国 庫 支 出 金		1,150,624
	1 国 庫 負 担 金	847,546
	2 国 庫 補 助 金	303,078
5 支 払 基 金 交 付 金		1,266,586
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,266,586
6 県 支 出 金		676,677
	1 県 負 担 金	655,173
	2 財 政 安 定 化 基 金 支 出 金	1
	3 県 補 助 金	21,503
7 財 産 収 入		93
	1 財 産 運 用 収 入	93
8 繰 入 金		858,872
	1 一 般 会 計 繰 入 金	780,914
	2 基 金 繰 入 金	77,958
9 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
10 諸 収 入		8,725
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	1
	2 雑 入	8,724
歳 入	合 計	4,902,395

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		81,672
	1 総 務 管 理 費	52,586
	2 徴 収 費	4,563
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	23,965
	4 趣 旨 普 及 費	253
	5 運 営 協 議 会 費	305
2 保 険 給 付 費		4,623,750
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	4,270,650
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	46,283
	3 高 額 サ ー ビ ス 費	124,127
	4 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	11,088
	5 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 費	167,003
	6 そ の 他 諸 費	4,599
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金		1
	1 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1
4 基 金 積 立 金		94
	1 基 金 積 立 金	94
5 地 域 支 援 事 業 費		185,876
	1 介 護 予 防 事 業 費	112,173
	2 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	73,703
6 諸 支 出 金		1,002
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,002
7 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出	合 計	4,902,395

介護予防支援事業特別会計予算書

議案第 5 号

令和 5 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計予算

令和 5 年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,990 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000 千円と定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款		項	金 額
1	サ ー ビ ス 収 入		6,777
		1 介護給付費収入（介護予防給付費収入）	6,777
2	繰 入 金		9,213
		1 他 会 計 繰 入 金	9,213
歳 入		合 計	15,990

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 費		15,690
	1 介 護 予 防 支 援 事 業 費	15,690
2 予 備 費		300
	1 予 備 費	300
歳 出	合 計	15,990

看護専門学校特別会計予算書

議案第 6 号

令和 5 年度富士吉田市看護専門学校特別会計予算

令和 5 年度富士吉田市看護専門学校特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（ 歳 入 歳 出 予 算 ）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 194,908 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（ 一 時 借 入 金 ）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000 千円と定める。

令和 5 年 3 月 1 日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使 用 料 及 び 手 数 料		19,903
	1 使 用 料	18,488
	2 手 数 料	1,415
2 県 支 出 金		23,000
	1 県 補 助 金	23,000
3 繰 入 金		146,667
	1 他 会 計 繰 入 金	146,667
4 諸 収 入		5,338
	1 雑 入	5,338
歳 入 合 計		194,908

歳 出

(単位：千円)

款		項	金 額
1 総	務 費		193,908
		1 総 務 管 理 費	193,908
2 予	備 費		1,000
		1 予 備 費	1,000
歳 出		合 計	194,908

市立病院事業会計予算書

令和 5 年度富士吉田市立病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 5 年度富士吉田市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 業 務 量

イ 病 床 数	310 床			
一 般 病 床	300 床			
I C U 病 床	6 床			
感 染 症 病 床	4 床			
ロ 患 者 数	年 間	245, 000 人	一日平均	891 人
入 院 患 者	〃	84, 500 人	〃	231 人
外 来 患 者	〃	160, 500 人	〃	660 人

(2) 建設改良計画

イ 病院改良工事	332, 080 千円
ロ 医療機器等購入	277, 522 千円

ハ	リース債務償還金	154,887 千円
---	----------	------------

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	病院事業収益	9,158,203 千円
第1項	医業収益	8,092,045 千円
第2項	医業外収益	923,809 千円
第3項	特別利益	142,349 千円
支		出
第1款	病院事業費用	9,289,659 千円
第1項	医業費用	9,190,113 千円
第2項	医業外費用	98,545 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額299,292千円は、過年度分損益勘定留保資金231,329千円と過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,963千円で補填するものとする。)

		収	入
第1款	資本的収入		812,674千円
第1項	企業債		521,700千円
第2項	負担金		203,222千円
第3項	補助金		87,750千円
第4項	固定資産売却代金		1千円
第5項	寄附金		1千円
		支	出
第1款	資本的支出		1,111,966千円
第1項	建設改良費		764,490千円
第2項	企業債償還金		307,476千円
第3項	予備費		40,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
病院事業債	521,700 千円	普通貸借	6.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金及び地方公共団体 金融機構資金につい て、利率の見直しを行 った後においては、当 該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件によ り、銀行その他の場合は、その債権者と協 定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は 繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することができない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 4,566,167 千円 |
| (2) 交際費 | 1,000 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 他会計から、この会計へ繰入を受ける金額は、次のとおりである。

- | | |
|------------|------------|
| (1) 他会計補助金 | 144,773 千円 |
|------------|------------|

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,421,803 千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種類	名称	数量
医療機器	移動型デジタルX線透視診断装置	一式
医療機器	多目的デジタルX線TVシステム	一式
医療機器	内視鏡ビデオシステム	一式

令和5年3月1日 提出

富士吉田市長 堀 内 茂

水道事業会計予算書

議案第8号

令和5年度富士吉田市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度富士吉田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数 (メーター数)	19,598 戸	
(2) 年 間 総 給 水 量	6,278,560 m³	
(3) 一 日 平 均 給 水 量	17,155 m³	
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	第 8 期事業第11年度事業	
	鐘山配水区配水管工事	162,449 千円
	西原配水区配水管工事	116,303 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	水道事業収益	807,858 千円
第1項	営業収益	603,513 千円
第2項	営業外収益	204,344 千円
第3項	特別利益	1 千円
支		出
第1款	水道事業費用	792,571 千円
第1項	営業費用	728,634 千円
第2項	営業外費用	62,936 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額341,387千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額24,917千円、損益勘定留保資金154,470千円、建設改良積立金162,000千円で補てんするものとする。)。

収 入

第1款 資 本 の 収 入	523,779 千円
第1項 企 業 債	255,000 千円
第2項 負 担 金	116,420 千円
第3項 補 助 金	143,140 千円
第4項 出 資 金	9,218 千円
第5項 固 定 資 産 売 却 代 金	1 千円

支 出

第1款 資 本 の 支 出	865,166 千円
第1項 建 設 改 良 費	694,520 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	165,646 千円
第3項 予 備 費	5,000 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
配水設備工事債	255,000千円	普通貸借	6.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、550,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

97,116 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、20,000千円と定める。

令和5年3月1日提出

富士吉田市長 堀内 茂

下 水 道 事 業 会 計 予 算 書

議案第9号

令和5年度富士吉田市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度富士吉田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 接 続 戸 数 | 6,586 戸 |
| (2) 年 間 総 排 出 量 | 2,587,119 m ³ |
| (3) 一 日 平 均 排 出 量 | 7,068 m ³ |
| (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業 | 国庫第1工区(横町熊穴線) L=220.2m 38,500千円(社交金事業) |
| | 国庫第5工区(富士見バイパス) L=84.0m 30,000千円(社交金事業) |
| | 国庫第8工区(国道138号) L=270.0m 38,500千円(社交金事業) |
| | 耐震化工事(下吉田地区) 8箇所 23,000千円(防災・安全事業) |

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入
第1款	下水道事業収益	889,584 千円
第1項	営業収益	276,140 千円
第2項	営業外収益	613,443 千円
第3項	特別利益	1 千円
支		出
第1款	下水道事業費用	860,723 千円
第1項	営業費用	796,779 千円
第2項	営業外費用	59,943 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	4,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額336,052千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額17,948千円及び損益勘定留保資金318,104千円で補てんするものとする。）。

		収	入
第1款	資本的収入		582,943 千円
第1項	企業債		318,150 千円
第2項	補助金		155,500 千円
第3項	負担金等		109,293 千円
		支	出
第1款	資本的支出		918,995 千円
第1項	建設改良費		520,276 千円
第2項	企業債償還金		398,719 千円

(企 業 債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 201,150	普通貸借	6. 0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融通条件により、銀行その他の場合は、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは低利借換又は繰上償還することができる。
流域下水道事業	千円 89,000	普通貸借		
特別措置分	千円 28,000	普通貸借		

(一 時 借 入 金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

50,437 千円

令和5年3月1日提出

富士吉田市長 堀内 茂